

# 新・農業人 ハンドブック 2023

農業を始める方が使える支援策



# 農業ってどうやって始めるの？

**自分で起業する、農業法人などに就職する、親の経営を継ぐ**  
農業の始め方は大きく3通り。

どこで何を作るのかによっても仕事の内容は様々です。

まずは気軽に参加できる農業体験や先輩農業者等の事例を見て、自分の理想のイメージを描いてみましょう。

農業を実践的に学べる学校や、就農について何でも相談できる窓口、様々な支援施策もあります。

このハンドブックでは、「農業に関心がある」「農業を始めたい」方向けの支援施策の情報を紹介します。

## 新規就農 3つのスタイル

### 1 自分で起業

- 自分がやりたい農業経営を目指すスタイル
- 技術の習得、資金の準備、農地や設備の確保等、初期投資が必要

### 2 農業法人などに就職

- 従業員として毎月決まった給与をもらうスタイル
- 働きながらスキルを身に付け、将来的に独立するルートも

### 3 親の経営を継ぐ

- 親や親戚から栽培技術や経営ノウハウを学ぶスタイル
- 農地や施設・機械を譲り受けることで初期投資を抑えられる
- 新部門を立ち上げて経営を発展させる道も

農業を  
始めたい方  
のための  
ポータルサイト

# 「農業をはじめめる.JP」

農業に興味を持たれた方や、これから農業を始めたい方が、農業を知り、就農に向けて具体的な行動を起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できるポータルサイトです。

## 就農を知る

- 農業って、どんな仕事？
- 農業を仕事にする3つの方法
- 作目ごとの違い

## 研修/学ぶ

- 学校/研修機関で学ぶ
- 市町村やJAで学ぶ
- 農業法人で働きながら学ぶ

## 体験する

- 農業インターンシップ
- 就農準備校で農業体験
- 農業体験・援農募集情報

## 求人情報

- 新規就農相談センターの求人
- ハローワークや都道府県の求人情報
- JAや民間求人会社の求人サイト

## 相談する

- 就農相談する
- 就農イベントに参加する

## 支援情報

- 国、都道府県、市町村の就農支援
- JAグループの新規就農支援
- 農地・空き家/移住情報を探す

## 「マイページ機能」がお使いいただけます！



興味のある作物、就農したい地域などを登録いただくと、マッチした情報がメールで届きます。

農業をはじめめる.JP

検索

<https://www.be-farmer.jp/>



### a. 情報収集

01	新規就農の現状	P.1
02	農業の魅力	P.2
03	事例紹介	P.3
04	新規就農者の事例	P.4
05	農業における女性の活躍事例	P.6
06	就農相談・自治体の支援制度、農地・家屋等に関する情報	P.7
07	農業法人等に就職するための情報を収集したい	P.8
08	後継者がいない農業者の農業経営を引き継ぎたい	P.9

### b. 体験・研修

01	農業を体験してみたい	P.10
02	農業の学校等で実践的に学びたい	P.12
03	農業法人等で研修を受けたい	P.13
04	研修中の所得を確保したい	P.14

### c. 就農開始

01	認定新規就農者制度について知りたい	P.15
02	農地を確保したい	P.16
03	住宅を確保したい	P.18
04	移住して就業・起業する際に受けられる支援策が知りたい	P.19
05	経営を始めて間もない時期の所得を確保したい	P.20
06	新規就農時に機械・施設等を導入したい	P.21
07	新規就農時に機械・設備の導入等の資金を借りたい	P.22
08	経営継承した後の経営を発展させたい	P.23
09	万一の収入減少や自然災害による被害等に備えたい	P.24
10	自然災害による被害から経営を早期に立て直したい	P.27
11	農業者年金について知りたい	P.28

### d. 経営確立

01	農業経営基盤強化準備金制度について知りたい	P.29
02	経営発展のために、機械・施設の導入等の資金を借りたい	P.30
03	経営開始後に機械・施設等を導入したい	P.31
04	就農後も経営力を磨きたい	P.32
05	農業の「働き方改革」	P.33

### その他

	農林水産省の相談窓口一覧	P.34
	新規就農相談窓口	P.35

# a-01 | 新規就農の現状

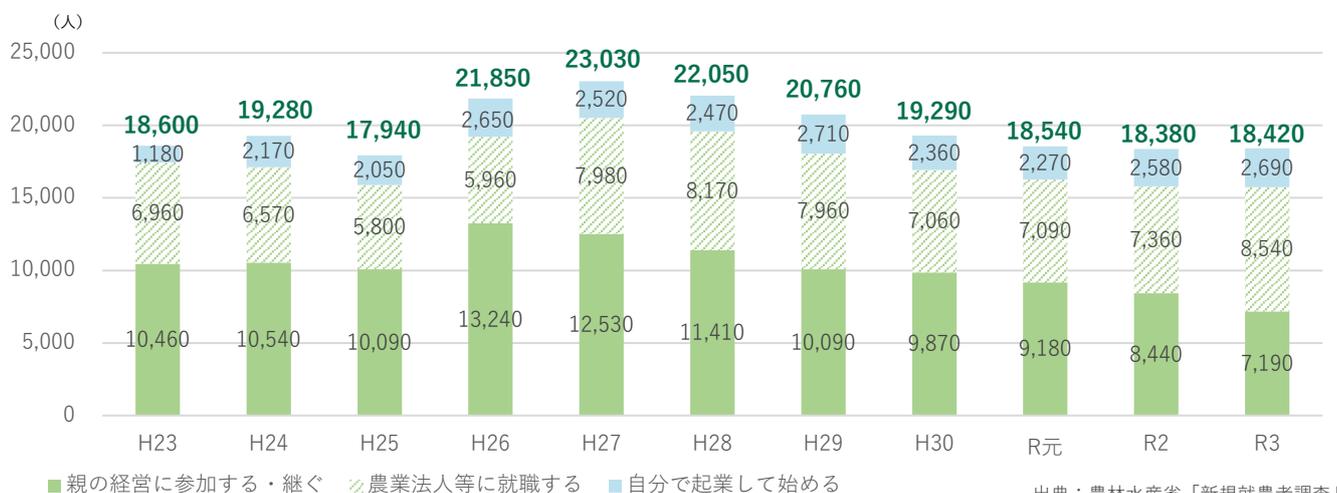
農業を新しく始めることを「新規就農」と言います。

近年、40代以下の新規就農者が2万人前後で推移しています。

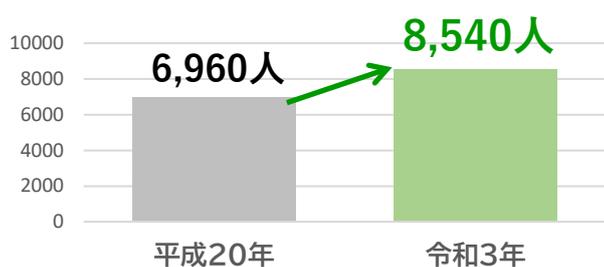
中でも、農業法人に就職する「雇用就農」、新たに起業する「新規参入」の割合が増えています。

## データで見る就農の変化

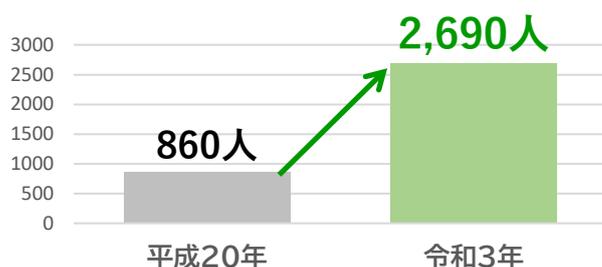
### 49歳以下の新規就農者数の推移



### 49歳以下の新規雇用就農者数



### 49歳以下の新規参入者数



## 雇用者側のニーズ

Q. 正社員を雇用するにあたり、どのような人を優先して採用したいですか？（複数回答可）

### A. 学歴を問わない (67%)

- 自動車免許はほぼ必須だが、特殊免許の取得は問わない
- IT、栽培、経理等に関する知識よりも、**志望動機や社会性、堅実性を重視**

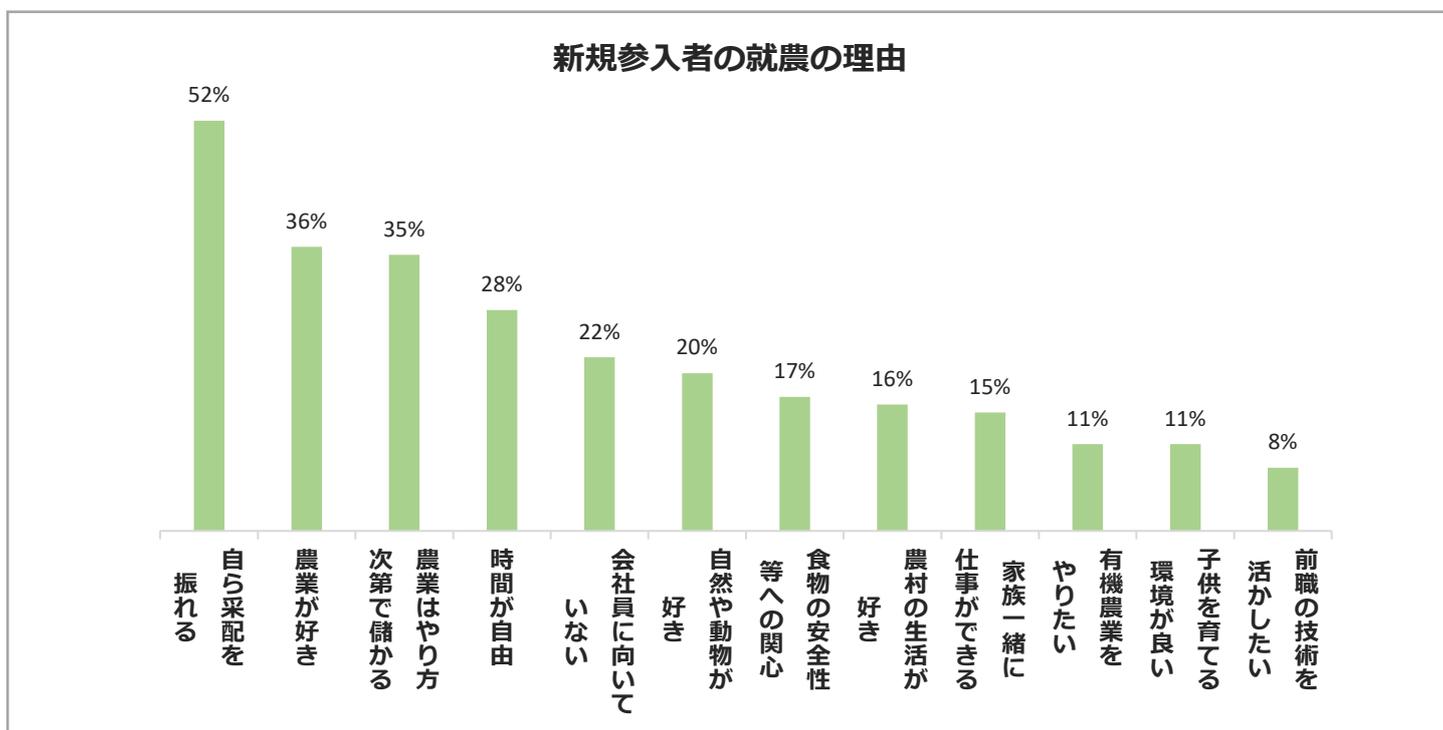


出典：農林水産省「農の雇用事業に関するアンケート調査」（令和元年）

## a-02 | 農業の魅力

新規参入者の就農の理由は、「自ら采配を振れる」といったビジネスとしての魅力を感じている者が約半数を占め、「農業が好き」「自然や動物が好き」「農村の生活が好き」など農的な生き方に魅力を感じている者も多くなっています。

### 新規参入者の就農理由



### 農業の魅力発信コンソーシアム

職業としての農業の魅力を発信するため、若者の憧れとなるような全国の農業者を「ロールモデル」として紹介しています。

公式noteでは、100人以上の農業者が農業の魅力を発信しています。



URL

<https://yuime.jp/nmhconsortium/>

## a-03 | 新規就農者や研修生の事例紹介

### 農業をはじめ「リアル」ストーリー（農業をはじめる.JP）

仕事として農業を選んだ理由や農業をはじめるとあたっての苦労話、農業を営む楽しさと難しさ、将来の夢など、若手農業者の「リアル」な実体験ストーリー。50人以上の体験談や動画が掲載されています。



URL  
<https://www.befarmer.jp/story/>

### 就農研修生や新規就農者等の事例（農林水産省HP）

国の補助事業を活用して農業経営を始めた農業者の事例を紹介しています。

URL [https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/nougyou\\_shigoto2\\_2.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nougyou_shigoto2_2.html)



#### 研修生事例 の紹介ポイント

- 新規就農を志した経緯・背景
- 研修中に工夫したポイント
- 就農に向けた推移
- 資金の活用例
- 今後の取組み

#### 新規就農者事例 の紹介ポイント

- 新規就農までの経緯・背景
- 経営発展のポイント
- 経営の推移と今後
- 資金の活用例
- 今後の取組み

#### 初期投資事例 の紹介ポイント

- 新規就農を志した経緯・背景
- 初期投資を行う上で留意したポイント
- 導入した機械・施設等
- 導入の効果
- 就農の状況と今後

・ **就農準備資金 b-04**（※）を活用して、研修を受けて就農した農業者  
 ・ **経営開始資金 b-05**（※）を活用して、農業経営を行っている農業者  
 ・ **経営発展支援事業 b-06** を活用して、初期投資（機械や施設を購入）を行った農業者  
 以上3つの事例を紹介しています。

（※）令和3年度までの農業次世代人材投資事業の後継事業

## a-04 新規就農者の事例

農業を始めたい方向けのポータルサイト「農業をはじめの.JP」では様々な新規就農者の事例をご紹介しますが、その中の1例をご紹介します。

### 家族の時間を大切にしたい。北海道へ移住し第三者継承で酪農家に

都心で働いていた牧之瀬さん夫妻は、片道1時間かけて通勤する生活の中で、通勤時間に縛られず家族との時間を確保できる農業に興味を持ちました。そこから第1子の出産を機に、千葉県から北海道の弟子屈町へ移住し、第三者継承という形で酪農経営を引き継ぎ、2018年から酪農を開始しました。

事業開始前には町内の酪農家にて研修を受け、その後継承する農家にて1年間の研修に入り、酪農の作業と経営を学んでいきました。

第三者継承は、継承前のオーナーさんと人間関係をうまく築けるかが難しい点ではありますが、間に入る関係者が、しっかりと調整していくことが重要なポイントです。

現在は、“食べる”と“楽しい”を一緒に提供できるような商品を食卓に届けるため、「放牧牛」を謳った加工肉製品である生ハム、チョリソー、ベーコンの開発を進めています。

都心で働いていた頃と比べ、家族の時間がきちんと取れるようになり、満足した生活を送っています。



写真：牧之瀬牧場の牧之瀬さん夫妻

### 元Jリーガーから農家へ。スポーツ×農業で豊かな社会をつくりたい

広島市の阿戸町で農業を始めて5年目になる岡崎和也さんは、元Jリーガー。国内外のサッカーチームでプロとしてプレーした後、怪我をきっかけにセカンドキャリアを模索する中で、岡山時代に通っていたイタリアンレストランに採れたての野菜を納品に来ていた農家のことが頭に浮かび、1年間の研修を経て2017年に就農しました。

まずは農業初心者でも栽培しやすく、1年に5、6回収穫ができるため、リスクが少ない小松菜や水菜などの葉物野菜から栽培を開始しました。

今は、ミニトマトの栽培にも挑戦し、約45アールのビニールハウスと70aほどの露地の農園を運営しています。このように新たな作物の開発を進めることで、広島県内で食べる食物を広島県産であふれさせ「地産地消」の輪をより強固にすることを目標に取りくんでいます。

「スポーツ」と「農業」をつなぎ、人々に喜びを届けることが岡崎さんの夢です。良い体作りには食が必要不可欠であり、元Jリーガーの農家という立場だからこそ、食べることの重要性を伝えていくことができると考えています。



写真：阿戸の和農園 岡崎和也さん

農村で副業・兼業などの多様なライフスタイルを実現するため、農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」という働き方があります。

## 半農半Xの事例① 半農半蔵人（島根県邑南町）

「半農半蔵人」で、活躍している島根県邑南町の沼田さんです。

沼田さんは民間企業で働いていましたが、東日本大震災をきっかけにIターンによる就農を決意し、平成24(2012)年に島根県の半農半X支援事業を活用し営農を開始しました。



写真：農業と酒蔵で働く沼田さん

初めは、夏は酒米と野菜を145aで栽培しつつ、冬は蔵人として地域の酒造会社に勤務することで、農閑期の収入を確保していました。現在は、9haまで農地を拡大し、飯米と酒米の両方を生産しています。

## 半農半Xの事例② 半農半民宿（徳島県勝浦町）

「半農半民宿」で、活躍している徳島県勝浦町の石川翔さんと美緒さんです。

石川翔さんと美緒さんは、民間企業に勤務していましたが、移住相談会の「移住マッチングフェア」で跡継ぎのいないミカン農家の事業継承の提案を受けたことから、平成28(2016)年に徳島県に移住し、40aの農地で営農を開始しました。

農業次世代人材投資資金（※）の交付を受けて新規就農し、さらに平成30(2018)年には、自宅である築100年以上の古民家の改修を行い、民宿「みかん農家の宿あおとくる」



写真：石川翔さんと美緒さん

や古本屋「古書ブン」の営業を開始しました。現在では、農業、民宿、古本屋のほかに床張りワークショップ、テントサウナといった5つの事業を行い、農業以外で約100万円の収入を得ており、現在は経営安定のために農地の経営面積は1haまで拡大しています。

（※）現在の経営開始資金

## a-05

## 農業における女性の活躍推進

家族で話し合って農作業と子育てを分担している方、経営者として農業経営をマネジメントされている方など、農業で活躍している女性をご紹介します。

## 家族経営協定の締結で農作業や子育てを分担

南圭輔さん、絵美さんは、平成18年(2006)に夫婦で就農し、いちご生産を行っています。就農7年後、第二子の出産もあり、家族経営協定を締結しました。

協定では、月一回の経営作戦会議を持つことや、決定に関しては二人の賛成を必要とすること等、常に二人で話し合いながら経営していくことを明文化。日々の役割分担についても、作業ごとに二人の作業内容を明確にしました。

子育てについては、圭輔さんも主担当に位置付け、学校行事や子供の習い事、子供の世話等生活面をサポートし、積極的に育児参加をしています。

協定締結前は、圭輔さん一人で決断してしまうこともありましたが、締結によって常に二人で相談しながら決定できる環境となりました。育児も二人で協力して行い、子供の生活スタイルに応じて休日を設定するなど、就業環境も改善され、家族が楽しく暮らしていける経営を築くことができました。



## 夢を実現した非農家出身の女性農業経営者

非農家出身の栗本さんは、高校生の時に抱いた「農業をやりたい」という夢を実現するため、東京農大卒業後、一般企業で農業の現状やマネジメント等を学び、県の新農業人支援事業を活用していちご農家として就農しました。

売上1,000万円以上という目標を1年目から実現するとともに、4年目には経営規模も拡大し、スタッフの雇用を開始しました。就農以前に習得したマネジメント力により、農繁期でも週に1日は休暇が取得でき、毎日18時には帰宅できるワークライフバランスが取れた働き方を実現するだけでなく、データと人間の感性を融合した生産を行うことで高収量・高品質なイチゴ生産を実現しています。人もいちごも心地よい幸せな職場環境を目指し、福利厚生充実等を大切にする環境づくりに徹底して取り組みながら、安定して売上目標を達成しています。人材育成と高収益の両立に絶えず挑戦し続けており、女性農業経営者のロールモデルとして、更なる活躍が期待されています。



農林水産省ホームページ（女性の活躍を応援します）

URL <https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/index.html>



## a-06

## 就農相談をしたり、自治体の支援制度や農地・家屋等に関する情報を収集したい

就農に関する総合相談窓口や、新規就農ポータルサイトがあります。

## 全国新規就農相談センター

各都道府県にも相談窓口が設置されていますが、就農希望地など具体的なことが決まっていない場合の相談はこちらをお勧めします。

また、ポータルサイト(農業をはじめ.jp)では、以下のような情報を幅広く得ることができます。

- 農業を始めるまでのステップ
- 農業の職業体験（インターンシップ）
- 農地や住宅の確保
- 自治体や地域の就農支援情報

【お問い合わせ先】全国新規就農相談センター（一般社団法人全国農業会議所）

TEL : 03-6910-1133

URL <https://www.be-farmer.jp/>

※農地情報については **c-02**



## 移住・交流情報ガーデン（東京都中央区）

居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口になっています。移住等を検討されている方は、ぜひご来場ください。

しごと情報や就農支援情報の提供

相談会やセミナー等の開催

移住先の地方自治体の窓口の紹介



JR/東京駅（八重洲中央口）より 徒歩4分

【開館時間】

（平 日）11:00-21:00

（土日祝）11:00-18:00

\* 休館日：月曜（月曜が祝日の場合は火曜日）

ZOOM相談もできます！

URL

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/zenkokuijyu\\_ijyukouryu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zenkokuijyu_ijyukouryu.html)



## a-07

## 農業法人等に就職するための情報を収集したい

## 全国新規就農相談センター

ホームページで求人情報を提供しています。問い合わせ先は **a-06**

## 就農相談会（新・農業人フェア）

農業に関心のある方・就農を希望している方と、農業法人・自治体などが一堂に会するイベントを開催しています。

## 農業EXPO

就農に必要な資金、技術習得、農地の取得等も含めて就農に関する総合的な相談ができます。

- ご当地農業相談ブース
- 農業法人就職ブース
- 農業研修生ブース
- 農業学校ブース

## 農業就職・転職LIVE

人材を募集する、全国の農業法人、農業経営者が出展する合同会社説明会です。

## 令和5年度「新・農業人フェア」開催予定日

## 新・農業人フェア 農業EXPO

7/15 (土)	東京	池袋サンシャインシティ
9/30 (土)	東京	池袋サンシャインシティ
11/25 (土)	大阪	ハービスホール
1/20 (土)	東京	東京国際フォーラム

## 新・農業人フェア 農業就職・転職LIVE

7/30 (日)	東京	JR新宿ミライナタワー
10/14 (土)	東京	JR新宿ミライナタワー
12/2 (土)	大阪	マイドームおおさか
1/27 (土)	東京	歌舞伎座タワー

【お問い合わせ先】 株式会社農協観光

URL <https://agri.mynavi.jp/shin-nogyojin/>



## ハローワーク

農林漁業に就職することを希望する方に対し、全国のハローワーク窓口等において職業相談、職業紹介及び農林漁業の就業等に関する情報提供を行っています。

また、大都市圏（東京、大阪）ならびに農林漁業の盛んな地域のハローワークに設置された「農林漁業就職支援コーナー」において、求人情報の提供、職業相談、職業紹介及び農林漁業の就業等に関する専門的な支援を行っています。

## ハローワークインターネットサービス

求人情報や職業訓練（ハロートレーニング）の検索ができます

URL [https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/location\\_list.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/location_list.html)



## a-08

## 後継者がいない農業者の農業経営を引き継ぎたい

後継者がいない農業経営体と、就農希望者のマッチングを行っています。

## 全国新規就農相談センター

後継者がいない農業者を紹介します。また、経営の引継ぎに向けた、就農希望者への短期間の農業就業体験の実施も支援しています。

【お問い合わせ先】 全国新規就農相談センター（一般社団法人全国農業会議所）

TEL : 03-6910-1133

URL <https://www.be-farmer.jp/>



## 雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）

後継者がおらず経営の移譲を希望する個人経営者（移譲希望者）が、第三者の就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人を設立するため農業技術・経営ノウハウを習得させるための研修を実施する場合に、移譲希望者に資金を助成します。

年間最大**120万円**（3年目以降は年間最大**60万円**）×最長**4年間**

（就農希望者が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等の場合、年間最大15万円加算）

【お問い合わせ先】 一般社団法人全国農業会議所

TEL : 03-6265-6891

URL [https://www.be-farmer.jp/farmer/employment\\_fund/original/](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)



## b-01 農業を体験してみたい

### インターンシップ

【研修場所】 受け入れを行う全国の**農業法人等**

【コース・内容】 一般体験コース／社会人週末体験コース

【期間】 連続した**2日間～6週間**（日帰りコースはありません）

- ・ 宿泊を伴う体験が事情により不可能な場合は、体験者、受入法人双方の合意により通いによる体験もできますので、ご相談ください。
- ・ 法人の経営を間近で見て、より実務的に学ぶことができます。
- ・ 以下のページでは受け入れ可能な農業法人や先輩の体験談をチェックできます。受け入れ先一覧に無い法人を紹介してもらえこともありますので実施主体にご相談ください。

【お問い合わせ先】 公益社団法人日本農業法人協会

TEL : 03-6268-9500

インターンシップの概要

URL <https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>



### 農泊

#### 農泊とは？

農山漁村地域に宿泊し、豊かな地域資源を活用した食事や体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。全国621地域で体験できます。（令和4年度時点）

#### こんな人におすすめ

農業体験  
してみたい！

農山漁村に  
行ってみたい！

農山漁村の生活を  
体験したい！

農泊ポータルサイト

URL <https://nohaku.net/>

農林水産省ホームページ（農泊の推進について）

URL [https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku\\_top.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html)



## トピックス

## 農業アルバイトをしてみたい

労働力募集アプリを活用した1日単位での農業アルバイトが全国で広がっています。皆さんもアルバイトから農業を始めてみませんか？

## 事例

短期アルバイトへの応募が可能な様々なスマートフォンアプリがありますが、農業分野でも活用が広がっています。ここでは、2つの事例をご紹介します。ぜひQRコードからアクセスしてみてください。

## 事例① 北海道ほか

北海道などでは、1日農業バイトアプリ「デイワーク」の活用が進んでおり、副業の社会人や学生などが農業アルバイトに従事しています。アプリを活用した求職者からは「満足度が高い」との声があり、アルバイトを雇用した農業者からも「当初は1日単位で雇うことに不安があったが、始めてみたらとても真面目に一生懸命に作業してくれてとても助かった」との声がありました。



デイワークの仕組み  
資料：とかちアグリワーク

iPhoneをご利用の方  
〔App Store からダウンロード〕



Androidをご利用の方  
〔Google Play からダウンロード〕



## 事例② 愛知県ほか

愛知県などでは、バイトアプリ「農How」の活用に取り組んでいます。「農How」は、すべての農作業で動画・静止画マニュアルを作成しているため、事前に作業内容を確認できるという特徴があります。求職者からは「マニュアルがあるのですんなり作業へ入ることができました」との声があり、農業者からも「忙しい時に作業を任せられるので助かります」との声がありました。



農Howの仕組み  
資料：株式会社アグリトリオ

iPhoneをご利用の方  
〔App Store からダウンロード〕

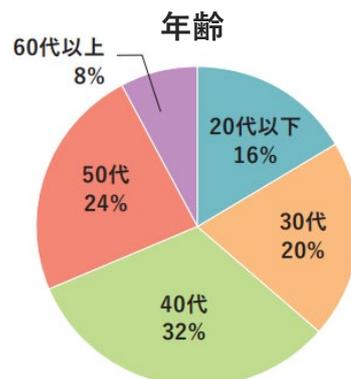
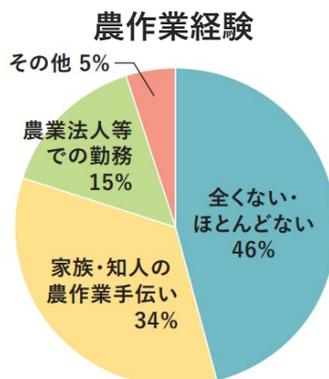


Androidをご利用の方  
〔Google Play からダウンロード〕



## 労働力募集アプリを利用する求職者の特徴

労働力募集アプリは、1日単位で手軽に働けることから、農作業経験の少ない人や20~40代の若い世代が利用者の多くを占めています。



出典：農業系労働力募集アプリ2社で行ったアンケート結果（令和4年度）

## b-02 農業の学校等で実践的に学びたい

「農業に関わる仕事に就くために、必要な知識や技術を身につけたい」  
そんな人のための学びの場として、様々な農業教育機関があります。

### 道府県立農業大学校

道府県立の農業大学校は、農業経営の担い手を養成する中核的な機関として、全国41道府県に設置されています。

農業大学校には3つの学習課程がありますが、中心となるのは「養成課程」で、標準的な履修時間は2年間2,400時間（80単位）以上です。全国で毎年約2,000人が入学し、就農に向けて講義や実習に励んでいます。



道府県立農業大学校の授業の内容や学校生活など、気になる情報については、こちらのサイトにまとめておりますので、ぜひご覧ください。

URL : [https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2304/spe1\\_02.html#main\\_content](https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2304/spe1_02.html#main_content)



また、道府県立の農業大学校以外の民間の農業教育機関についても、こちらにまとめておりますので、お住いの都道府県や将来就農したい地域の情報を併せて検索してみてください。

URL : [https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou\\_jinzaiikusei\\_kakuho/kyoiku\\_syoukai.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/kyoiku_syoukai.html)



### 就農を希望する社会人向けの研修

多くの農業大学校では、すでに就農しているがさらに技術や知識を高めたい人、これから新たに就農を希望する人などを対象に、1日から数週間の短期間で学べる研修を実施しています。

各校における研修の開催等の情報については、こちらからご確認いただけます。

URL : [https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou\\_jinzaiikusei\\_kakuho/attach/pdf/kyoiku\\_syoukai-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/attach/pdf/kyoiku_syoukai-1.pdf)



【お問い合わせ先】 農林水産省経営局就農・女性課 教育グループ  
TEL : 03-6744-2160

## b-03 農業法人等で研修を受けたい

### 農業法人等で働きながら学ぶ

自営就農の前に、農業法人で従業員として働きながら生産技術、加工販売、経営管理などのノウハウを学ぶことも有効です。就農希望地の農業法人で働き、積極的に地域の人間関係を築くことにより、独立・自営就農に役立つ情報が手に入る場合もあります。

農業法人によっては、独立就農を支援しているところもあります。

### 農業をはじめめる.JP 求人情報

ご自身が希望する条件から求人情報を検索できます。

URL <https://www.be-farmer.jp/recruitment/search/>



### 自治体の農業公社やJA等で研修

全国各地の都道府県・市町村・農業公社・JAなどでは、新規就農希望者に対して独立就農するための研修を行い、地域農業の新たな担い手を育成しています。

研修地域での就農が前提となることが多いため、作目などが限られていますが、研修を受けた人が実際に就農できる可能性は高いため、自分の希望する就農スタイルと合致した場合は非常に魅力的な制度です。

### 研修情報

研修を行っている都道府県や市町村などはこちら。

URL <https://www.be-farmer.jp/support/search/>



研修を行っているJAについてはこちら。

URL <https://agri.ja-group.jp/support/start/>



【お問い合わせ先】全国新規就農相談センター（一般社団法人全国農業会議所）

TEL : 03-6910-1133

URL <https://www.be-farmer.jp/>



## b-04 研修中の所得を確保したい

### 就農準備資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付します。

**月12.5万円（年間最大150万円）×最長2年間**

※国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長

#### 対象者の主な要件

- ① 就農予定時の年齢が**原則49歳以下**であること
- ② **独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農**を目指すこと
  - ・ 独立・自営就農を目指すものについては、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者（**c-01**参照）になること
  - ・ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
- ③ 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね**1年以上**（1年につき概ね1,200時間以上）**研修**すること
- ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が**原則600万円以下**であること
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること

※以下の場合には返還となります。

- ・ 適切な研修を行っていない場合
- ・ 研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・ 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、就農を継続しない場合 等

【お問い合わせ先】都道府県・市町村の農政担当窓口

※交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP（就農準備資金・経営開始資金）をご覧ください。

URL [http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/roudou.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html)



## c-01 認定新規就農者制度について知りたい

認定新規就農者になると、独立して農業を始める際に必要な機械・設備への投資資金や所得確保支援等の支援策が優先して受けられます。

### 認定新規就農者

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方のことです。

#### 受けられる支援策

- ① 経営開始資金の交付（c-05 参照）
- ② 経営発展支援事業（c-06 参照）
- ③ 青年等就農資金（無利子融資）の貸付け（c-07 参照）
- ④ 農業経営基盤強化準備金制度の利用（d-01 参照）
- ⑤ 農地利用効率化等支援交付金（d-03 参照）
- ⑥ 経営所得安定対策（ゲタ対策・ナラシ対策）への加入

※⑥経営所得安定対策については、農産局穀物課経営安定対策室（03-6744-0502）までお問い合わせください。

#### 認定の流れ



申請様式はこちらからダウンロードできます。

URL [http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/nintei\\_syunou.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html)



## c-02 農地を確保したい

農業経営を自ら始めるためには、農地を借りる・買う必要があります。  
まずは情報収集から始めましょう。

### 全国新規就農相談センター

全国新規就農相談センターでは、就農希望者の農地の確保を支援するために農地の借り方や確保に向けた取組の紹介・相談を行っています。

農地中間管理機構（次ページ参照）と新規就農相談センターが連携を取り、就農希望者の条件に合う農地のあっせんを行う仕組みがあります。

【お問い合わせ先】全国新規就農相談センター（一般社団法人全国農業会議所）

TEL : 03-6910-1133

URL <https://www.be-farmer.jp/>



## 農地を確保する便利な仕組みの紹介

### eMAFF農地ナビ

インターネット上で、どなたでも無料で農地情報を見ることができます。

検索機能を活用して、農地の権利関係の状況確認や参入する地域の検討が可能です。

URL <https://map.maff.go.jp/SelectPrefecture>



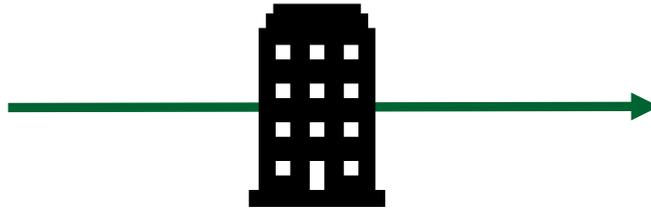
## 農地中間管理機構（農地バンク）

農地を貸したい人から農地を借り受け、新しく農業を始めたい方や規模拡大を進める農業者に農地を貸し付ける「**農地の中間的受け皿**」組織です。



農地を貸したい人

賃料が確実に払われ  
耕作放棄地になる心配なし



都道府県 農地中間管理機構

- 公的機関だから安心
- ニーズに合わせた農地を提案
- 必要に応じて大区画化や果樹の改植等の**条件整備**も



農地を借りたい人

貸し手と個別に交渉せずに機構と相談することで農地が借りられる！

【お問い合わせ先】各都道府県の農地中間管理機構（農地バンク）

URL <https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>



## 支援チームを組織し、新規就農者への農地確保を積極的に推進

岐阜県高山市では、県、市、農地バンク、農業委員会、JAに加えて、農業者である指導農業士会、認定農業者連絡協議会など様々な組織が連携して高山市就農支援協議会を組織しています。

「新規就農者モデル団地化構想」を策定し、団地内で新規就農者に優先的に農地を貸し付けることを出し手も含めて合意しました。

新規就農者の確保に向けて、就農フェアも活用しつつ、面談、就農体験、短期研修、長期研修という長期のステップを踏むことで受け入れ先とマッチングを行っています。また、農業だけでなく、生活面での支援も含め、関係機関が一体となってサポートしています。

県営基盤整備事業により優良農地に整備し、新規就農者の経営単位に見合う面積（概ね50a（ハウス30a））のまとまった農地を農地バンクを通じて新規就農者に貸し付けています（平成26年～30年度までに、21経営体26名が新規就農）。



※このような各地域の優良事例は、下記URLに掲載されていますので是非ご覧ください。

URL <https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>



## c-03 住宅を確保したい

都道府県や市町村が行っている住宅の情報提供、家賃補助等の支援があります。  
**全国版空き家・空き地バンク**では全国の空き家情報が検索できます。

### 地方自治体による就農&住宅取得支援策

農地・住宅情報の提供、家賃補助など、自治体ごとの支援があります。

URL <https://www.be-farmer.jp/support/search/>

※この他にも独自の支援策を行う自治体があります。移住先候補の自治体にご相談ください。



### 全国版空き家・空き地バンク

全国の空き家・空き地情報について、自治体を横断して簡単に検索できます。  
 農地付き空き家についても掲載しています（下記2社のサイトで運用）。

株式会社LIFULL <https://www.homes.co.jp/akiyabank/>

アットホーム株式会社 <https://www.akiya-at-home.jp/>

※独自の空き家バンクを整備している自治体もあります。



【お問い合わせ先】国土交通省不動産・建設経済局不動産課

TEL : 03-5253-8111

URL [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_tk3\\_000131.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html)



### 空き家バンクの住宅取得支援

住宅金融支援機構と協定を締結している自治体の空き家バンクに登録された住宅の取得時に、住宅金融支援機構の住宅ローン（フラット35）の金利を引き下げます。（当初5年間▲0.25%）

詳しくはこちら（【フラット35】地域活性化型）

<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>

ご利用いただける自治体はこちら

<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/organizations.html>



【お問い合わせ先】（フラット35 地域活性化型について）

住宅金融支援機構 お客さまコールセンター

TEL : 0120-0860-35

## c-04

移住して就業・起業する際に受けられる  
支援策が知りたい

東京から地方に移住して就業等する方向けの「**移住支援金**」や、地方で起業する方向けの「**起業支援金**」があります。

地方創生**移住**支援金

東京23区に在住又は東京圏から23区に通勤していた方が地方へ移住し、当事業を実施する道府県が選定した中小企業等に就業する場合や、移住先市町村に関係人口として認められた場合等に道府県・市町村が共同で移住支援金を支給します。

- ・ 単身の場合→**60万円以内**で都道府県が設定する額
- ・ 世帯の場合→**100万円以内**で都道府県が設定する額

(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき**100万円以内**で都道府県が設定する額を加算)

地方創生**起業**支援金

都道府県が、地域課題の解決を目的とした起業等をする方を対象に、起業等のための伴走支援と事業費への助成（**最大200万円**）を通して、効果的な起業等を促進し、地域課題の解決を通して地方創生を実現することを目的とした事業です。

※起業支援金は就農準備資金・経営開始資金（**b-04**、**c-05** 参照）などの起業に係る他の国の補助金と重複して支援を受けることはできません。

☆地方へ移住して社会的事業による起業等をする場合、移住支援金、起業支援金の両方がもらえる場合があります（**最大300万円**）。

※地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業は、地方公共団体が主体となって実施するものです。このため、事業の実施予定、支給額、要件等の制度の詳細は地方公共団体ごとに異なります。

## 【問い合わせ先】

事業を実施する都道府県が公表する情報及び地方創生HPをご覧ください。  
地方創生HP [https://www.chisou.go.jp/sousei/shienkin\\_index.html](https://www.chisou.go.jp/sousei/shienkin_index.html)



## c-05

## 経営を始めて間もない時期の所得を確保したい

## 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、独立・自営就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

月12.5万円（年間最大150万円）×最長3年間

## 対象者の主な要件

- ① 就農時の年齢が、**原則49歳以下**の認定新規就農者（**c-01** 参照）であること
- ② **独立・自営就農**であること
  - ・ 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
  - ・ 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
  - ・ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
  - ・ 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
  - ・ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入や経営の多角化等）を負うと市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の「**目標地図**」（**d-03** 下欄参照）に位置づけられていること（見込みも可）、**「人・農地プラン」**に**中心経営体**として位置づけられていること（見込みも可）、又は**農地中間管理機構**から農地を借り受けていること
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則**600万円以下**であること

※1 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入することが必要です。

※2 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付します。複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

※3 以下の場合は返還となります。

- ・ 適切な営農活動を行っていない場合
- ・ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

【お問い合わせ先】市町村の農政担当窓口

※交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP  
（就農準備資金・経営開始資金）をご覧ください。

URL [http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/roudou.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html)



## c-06

## 新規就農時に機械・施設等を導入したい

## 経営発展支援事業

就農後の経営発展のために都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

支援額：補助対象事業費上限1,000万円

(経営開始資金(c-05参照)の交付対象者は上限500万円)

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2)

〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

対象事業：機械・施設、家畜の導入、果樹・茶の新植・改植等

## 対象者の主な要件

- ① 就農時の年齢が、原則**49歳以下**の認定新規就農者(c-01参照)であること
- ② 令和4年度又は令和5年度中に新たに農業経営を開始し、**独立・自営就農**すること(c-05要件②参照)
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額10%以上増加させる、又は生産コストを10%以上減少させる計画であると市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の「**目標地図**」(d-03下欄参照)に位置づけられていること(見込みも可)、「**人・農地プラン**」に**中心経営体**として位置づけられていること(見込みも可)、又は**農地中間管理機構**から農地を借り受けていること
- ⑤ 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること(青年等就農資金を活用可)

※1 夫婦ともに就農する場合は、補助対象事業費上限が1.5倍になります。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営する場合は、補助対象事業費上限は次のいずれか低い額になります。

①2,000万円

②経営開始資金の交付対象者は500万円、対象でない者は1,000万円(夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額)として合算した額

【お問い合わせ先】市町村の農政担当窓口

※交付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP(経営発展支援事業)をご覧ください。

URL [https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/hatten.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/hatten.html)



## c-07

## 新規就農時に機械・施設の導入等の資金を借りたい

## 青年等就農資金（無利子融資）

青年等就農計画に即して農業経営を開始するために行う施設・機械の購入等に必要な資金を無利子で借りることができます。

## 1. 対象者

認定新規就農者（c-01 項参照）

## 2. 借入条件等

- (1) 資金用途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- (2) 貸付利率：無利子
- (3) 借入限度額：3,700万円（特認限度額1億円）
- (4) 償還期限：17年以内
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人

## 3. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫

（沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫）

※1 農協等民間金融機関による転貸も可。

※2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によってはご希望に添えない場合があります。

青年等就農資金を利用した農業者の事例（株式会社日本政策金融公庫）

URL <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html>



## 【お問い合わせ先】

最寄りの都道府県、普及指導センター、市町村  
株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

## c-08 経営継承した後の経営を発展させたい

### 経営継承・発展支援事業

#### 1. 対象者

地域農業の担い手（個人又は法人）の経営を継承した後継者（親子、第三者など）であって、経営発展計画を策定し、経営発展に向けた取組を行う者

※令和4年1月1日から経営発展計画の提出時までには経営の主宰権の移譲を受けるなどの要件を満たす必要があります。

※経営発展計画の提出先は市町村になります。

#### 2. 補助額

補助上限額：**100万円**（国と市町村が2分の1ずつ負担）

※本事業による国の支援（負担）は、市町村が後継者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1（上限50万円）を負担する場合に限って実施できます。

#### 3. 補助対象となる経営発展に向けた主な取組

- 経営の法人化 [例：登記費用]
- 新たな品種・作物・部門の導入 [例：資材費用、先進地視察費用]
- 認証の取得 [例：GAPの取得費用]
- データを活用した経営の実践 [例：経営・栽培管理ソフトの導入費用]
- 就業規則の策定 [例：社労士等の専門家費用]

この他にも様々な取組を支援します。

※事業費を要しない取組は補助対象になりません。

#### 4. 応募手続

補助金事務局である（一社）全国農業会議所の定める公募要項に基づいて、市町村が補助対象者を募集します。補助を受けたい農業者は**最寄りの市町村**にご確認下さい。

本事業の詳細は、下記の補助金事務局のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】経営継承・発展等支援事業補助金事務局（一般社団法人全国農業会議所）

TEL：03-6910-1124 【受付時間：平日9:30~17:00】

URL <https://keisyuu-hatten.maff.go.jp>



## c-09

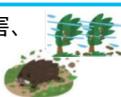
# 万一の収入減少や 自然災害による被害に備えたい

自然災害や価格低下など農業経営に伴うリスクに対し、収入保険又は農業共済に加入できます。

## 収入保険

全ての農産物を対象に、**自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償**します。

自然災害や病虫害、  
鳥獣害などで  
収量が下がった



市場価格が  
下がった



災害で  
作付不能になった



けがや病気で  
収穫ができない



倉庫が浸水して  
売り物に  
ならない



取引先が  
倒産した



盗難や  
運搬中の事故に  
あった



輸出したが  
為替変動で  
大損した



## 加入できる方

### 青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※現行は、加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

令和6年からは、加入に必要な青色申告実績の年数を短縮し、加入申請年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績で加入できます。

※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。

※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。

◎現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、最初の2年間、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用できます。（令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能）

## 対象収入

### 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。

※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## 補填の仕組み

- 保険期間の収入が**基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填**します。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとしない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

- 農業者は、**保険料、積立金等を支払って加入**します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、段階的に保険料率が下がっていきます。

※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

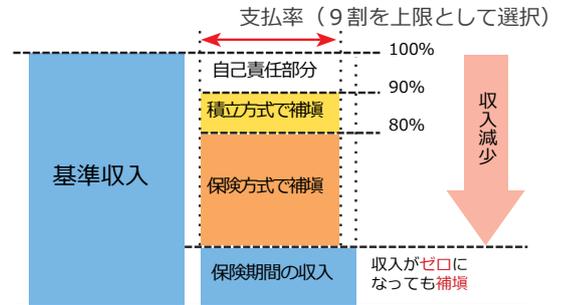
※税務申告上、保険料及び付加保険料（事務費）は必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

## 基本のタイプ

- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、支払率（9割を上限として選択）保険料8.5万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円で、**最大810万円の補填**が受けられます。
- このタイプは、保険期間の**収入がゼロになったときは、810万円**（積立金90万円、保険金720万円）の補填が受けられます。

### 基本のタイプの補填方式

（※5年以上の青色申告実績がある者の場合）



「基準収入」は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

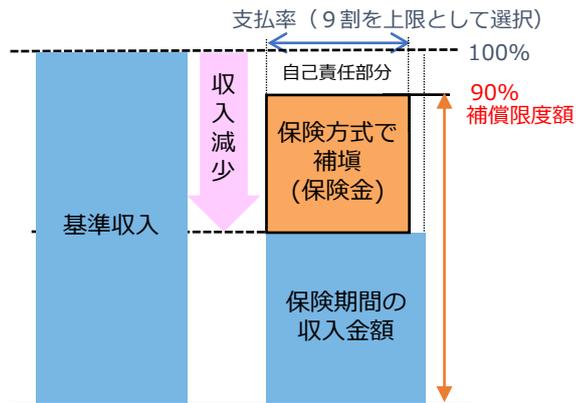
## 保険での補償を充実する新たなタイプ

- 加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、令和6年度から保険のみで9割まで補償するタイプに加入できます。
- 具体的には、**保険方式のみの補償**で、**補償限度額を基準収入の90%**とするものです。
- 例えば、**基準収入1,000万円**の方の場合、**積立金22.5万円は不要**となります。（保険料は17.7万円と基本のタイプより高くなります。）

※積立金については、税制上、預け金のため経費とすることができませんが、保険料については経費として損金算入できるため、所得税・法人税軽減の選択肢となります。

### 新たな補償タイプのイメージ

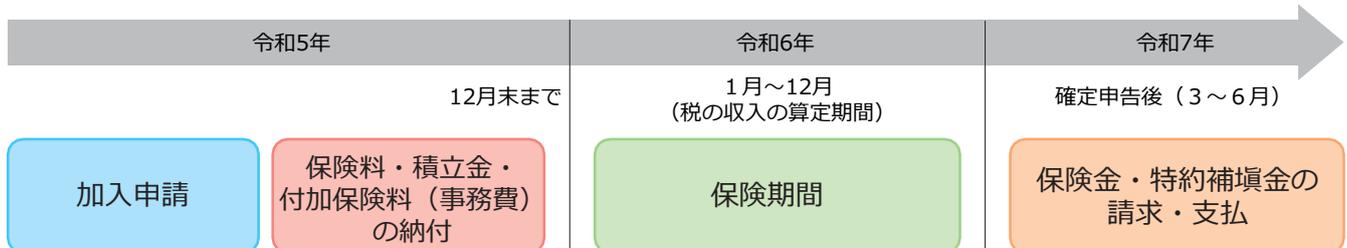
【保険90%】



## 加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和6年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】  
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、つなぎ融資（無利子）を受けることができます。

【お問合せ先】最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、農林水産省 経営局保険課(03-6744-7147)

## 農業共済

自然災害で作物の収穫量が減少したり、園芸施設に損害が出た場合や家畜が死亡したり、診療を受けた場合に補償します。

### 加入対象

農業共済の種類	対象となる作物等
農作物共済	水稻、陸稲、麦
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ <sup>※</sup> 、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶（一番茶）、そば、蚕繭
家畜共済	牛、馬、豚
園芸施設共済	ガラス温室、ビニールハウス等の園芸施設

※指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

### 補償内容

#### 【農作物共済、果樹共済、畑作物共済】

自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害）、火災、病虫害及び鳥獣害により収穫量が減少した場合、果樹の樹体が損傷した場合に共済金が支払われます。

#### 【家畜共済】

家畜が死亡・廃用となった場合、疾病や傷害の診療を受けた場合に共済金が支払われます。

#### 【園芸施設共済】

自然災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触並びに鳥獣害により、園芸施設が損害を受けた場合に共済金が支払われます（農業者の選択により、最大で施設の新築時の資産価値まで補償）。※農業者の選択により、附帯施設、復旧費用、撤去費用、施設内農作物（病虫害による損害も含む）の補償を追加することができます。

○加入者の負担を軽減するため、掛金の原則50%を国が負担します。

また、自動車保険と同様に、共済金の受取実績に応じて、翌年の掛金率が変動します。

○これらの他、農業共済組合では、自主的事業として、農機具や倉庫内の農産物（米、麦、大豆、りんご等）に損害が出た場合に補償する任意共済を実施しています。

【お問い合わせ先】最寄りの農業共済組合

## c-10

# 自然災害による被害から経営を早期に立て直したい

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり、「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると簡易的な農業版BCPが作成できます。

## ①チェックリストによる確認

### ● リスクマネジメント

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

### ● 事業継続

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティーネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？
- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を活用していますか？

## ②農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめると、BCPが作成されます。

## ③定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

## BCP（事業継続計画）とは？

自然災害や感染症、大事故が発生した場合でも、**中核となる事業を継続**させたり、**可能な限り短時間で事業を復旧**させたりするための方法、手段などを**予め取り決めておく**計画のこと。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、**自然災害への備え**となるだけでなく、**平常時における自らの経営の見直し、改善**にも繋がります。

リスクマネジメント		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			耕種
<b>チェックリスト「リスクマネジメント」</b>					
分類	番号	質問内容	YES	NO	対応状況
リスクの把握	1	自身の営農活動における、自然災害、その他のリスク（新型コロナウイルス感染症等）とその影響について考えことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	2	自身の地域の自然災害リスクについてハザードマップで確認したことはありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	3	新型コロナウイルス感染症について、「事業継続における新型コロナウイルス感染症発生時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」等のガイドラインを確認したことがありますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
リスク全般に対する事前の備	1	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を利用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	2	地方自治体を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	3	耕種別の災害対策・復旧方法等について、「農業技術の基本方針」等のマニュアルの参照、研修の受講などを進め知識を身につけていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	4	災害時の停電に備え、非常用電源などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	5	設備施設、非常用電源等の施設・設備の保守点検、また備用設備の修繕や補修等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	6	集排水路等の保守点検、また備用設備の修繕や補修等の防災措置をしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	7	トラクターやコンバイン等の農業機械や各種農具などへの被害を防止するための潤滑剤などを確保していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況

事業継続		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト			耕種
<b>チェックリスト「事業継続」</b>					
分類	番号	質問内容	YES	NO	対応状況
被害発生時の対応	1	災害発生時の基本方針を定めていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	2	緊急事態時に一旦優先して復旧を行う業務（重要業務）は決まっていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	3	重要業務の自然発生時態様を明確にしていますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	4	電気・水道（農業用水道含む）・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	5	PCや電話等が使用できなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	6	道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	7	食糧などで業務ができなくなった場合や労働力不足・雇用者などが確保できなくなった場合などに、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	8	乾草施設、トラクターやコンバイン等の事業に不可欠な施設・設備・農業機械等が故障等により使用できなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	9	畑場や作物に重大な被害があった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況
	10	復旧等に費用が発生し資金繰りが逼迫する場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※対応状況

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

【お問い合わせ先】 農林水産省 経営局保険課

TEL 03-6744-7148

ダウンロードはこちら ▶ [https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff\\_bcp.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html)



## c-11 農業者年金について知りたい

農業者年金は、少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型でメリットいっぱいの終身年金です。青色申告を行う認定新規就農者は、保険料の一部について国庫補助が受けられます。

### 農業者年金

20歳から40年間単純に積み立てた場合

2万円 × 12ヶ月 × 40年間 = 960万円

216万円も  
お得！

以下の要件を満たせば、毎月の積立2万円が1万円の自己負担で済みます！

国庫補助があるため960万円の積立が **744万円** の自己負担で実現

国庫補助 (1万円)	国庫補助 (6千円)	保険料 (自己負担) 2万円	+	<b>運用益</b> (保険料と国庫補助分を基金が運用) H24~R3の運用利回りの平均は4.55% 運用期間：20歳~65歳
保険料 (自己負担) 1万円	保険料 (自己負担) 1万4千円			
20歳	35歳	40歳		60歳

(国民年金任意加入者は65歳まで加入可)

### 支援要件と月額保険料

※支援期間は通算で最長20年間（うち35歳以上の期間は最長10年間）

39歳までに加入し、農業所得が900万円以下で、以下のいずれかに該当する方は、通常2万円の保険料のところ、実際払う保険料は、それぞれ以下のとおりとなります。

- |   |   |                             |
|---|---|-----------------------------|
| (1) 認定農業者で青色申告している者                         | } | 1万円 (35歳未満)、1万4千円 (35歳以上)   |
| (2) 認定就農者で青色申告している者                         |   |                             |
| (3) (1) 又は (2) の者と家族経営協定を結んで経営参画している配偶者・後継者 | } | 1万4千円 (35歳未満)、1万6千円 (35歳以上) |
| (4) 認定農業者又は青色申告者で3年以内に(1)になることを約束した者        |   |                             |
| (5) 35歳まで(25歳未満は10年以内)に(1)になることを約束した後継者     | → | 1万4千円 (35歳未満)               |

- 政策支援を受けない場合でも、納付された保険料は、農業者年金基金が安全性と一定の利回りの確保を目指して運用します。  
※H24~R3の運用利回りの平均は4.55%です。ただし、これは過去の運用実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。運用結果により、年金資源が保険料納付総額（元本）を下回る可能性があります。元本まで補填する仕組みがあります。
- 年間60日以上農業に従事し、60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者は除く）であれば誰でも加入できます。
- 保険料は月額2万円（※）～6万7千円の間で千円単位で自由に決めることができます。  
※35歳未満の方で、上記（1）から（5）のいずれにも該当しない方は1万円から選択ができます。
- 税制面で大きな優遇措置があります。  
※世帯員全員の保険料が社会保険料控除の対象となります。

【お問い合わせ先】農業者年金基金か最寄りの農業委員会もしくはJA  
 独立行政法人農業者年金基金専門相談員（直通）03-3502-3199  
 URL <https://www.nounen.go.jp/>



## d-01

## 農業経営基盤強化準備金制度について知りたい

## 農業経営基盤強化準備金制度

計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組を税制面から支援します。

青色申告を行っている認定新規就農者である個人が、青年等就農計画に従って、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を必要経費に算入できます。

積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

## 1. 対象者

認定新規就農者（c-01 参照）（※）

## 2. 対象となる資産

## (1) 農用地

農地、採草放牧地

## (2) 農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上のものに限る）

- ・ 農業用の建物（建物附属設備）
- ・ 農業用の構築物
- ・ 農業用設備（器具及び備品、機械及び装置、ソフトウェア）

（例）大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、  
用排水路、暗きよ、トラクター、ロータリー、田植機、収穫機、乾燥機、  
精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、  
農作業管理ソフト など

※ 認定新規就農者のほか、認定農業者が対象となります。

令和5年4月1日以降の対象者要件が、以下①②のいずれかに該当する方になります。

- ① 地域計画において農業を担う者として位置づけられていること
- ② 人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられていること

※ 中古品は対象となりません。

【お問い合わせ先】 最寄りの地方農政局等・県域拠点

## d-02

経営発展のために、機械・施設の導入等の  
資金を借りたい

## 農業近代化資金（長期低利融資）

意欲と能力を持つ農業を営む者等が、経営改善に必要な施設資金等を長期低利で借りられます。

## 1. 対象者

農業を営む者等(認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織など)

(※認定農業者については下欄参照)

## 2. 借入条件等

- (1) 資金使途：施設、機械の取得等
- (2) 借入金利：主業農業者等 0.70%（令和5年6月19日現在）  
認定農業者 0.30～0.65%
- (3) 借入限度額：農業を営む者 個人 18百万円、法人・団体 2 億円
- (4) 償還期限：使途に応じて7～20年以内（うち据置期間2～7年以内）

## 3. 取扱金融機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

## スーパーL資金（長期低利融資）

認定農業者が、規模拡大など経営改善のために農地・機械・施設を購入する場合などに必要な資金を長期低利で借りられます。

## 1. 対象者

認定農業者（下欄参照）

## 2. 借入条件等

- (1) 資金使途：農地、施設、機械の取得等
- (2) 借入金利：0.30～0.70%（令和5年6月19日現在）
- (3) 借入限度額：個人 3 億円（複数部門経営等は6 億円）  
法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）
- (4) 償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

## 3. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

## 認定農業者とは？

認定新規就農者（c-01 参照）の次のステップとして、農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した「農業経営改善計画」を作成し、市町村等から認定を受けた方のことです。

## 【お問い合わせ先】

農業近代化資金 最寄りの農協、信用農協連合会等

スーパーL資金 株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協等

## d-03

## 経営開始後に機械・施設等を導入したい

## 農地利用効率化等支援交付金

農業用機械・施設の導入等を行う際、融資残について補助金を交付します。

## 1. 対象者

- ・地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
  - ・人・農地プランに位置付けられた者
  - ・地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認めた者
- ★認定新規就農者には、予算配分の決定の際に用いる配分基準ポイントが加点されます。

## 2. 補助率

事業費の**3/10以内**等（上限額：300万円等）

【お問い合わせ先】市町村又は都道府県の農政担当窓口

## 地域計画（人・農地プラン）

改正基盤法により人・農地プランが法定化され、基本構想を策定している市町村は、地域における農業の将来の在り方等について、地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、農地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農地利用の姿を明確化した目標地図を含む「地域計画」を策定することとしています。

## 地域で農業の将来の在り方等を協議

同意市町村は、**自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域ごとに、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画へ

茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

同意市町村は、協議の結果を公表

## 同意市町村が地域計画を策定

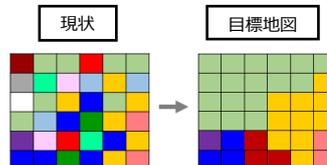
○同意市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ① 地域計画の**区域**
- ② ①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③ ②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**等

○同意市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ



農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

同意市町村は、地域計画を公告

## d-04 就農後も経営力を磨きたい

### 農業経営塾

営農しながら農業経営のノウハウ（経営管理、マーケティング、労務・財務管理など）を体系的に学ぶことができる農業経営塾を開講している都道府県があります。

開講予定の都道府県については、下記のURLをご覧ください。

URL

[https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_kyoiku/kennsyuu.html#keiejuku](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kyoiku/kennsyuu.html#keiejuku)



【お問い合わせ先】 各都道府県の農政担当窓口

### 都道府県農業経営・就農支援センター

就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整や農業経営の改善、法人化、円滑な承継等の課題を有する農業者に対して、専門家によるアドバイス等を行います。

URL <https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>



【お問い合わせ先】 最寄りの都道府県農業経営・就農支援センター（P39参照）

### 雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）

農業法人等が次世代の経営者を育成するため、職員を国内外の先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して実施する実践的な研修（OJT研修）に係る経費を支援します。

補助上限額 **月10万円**

対象となる期間 3ヶ月以上最長2年間

※研修終了後、1年以内に派遣研修生を役員等へ登用することが要件となっています。

URL [https://www.be-farmer.jp/farmer/employment\\_fund/next/](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/next/)



【お問い合わせ先】 一般社団法人全国農業会議所  
TEL : 03-6265-6891

## d-05 農業の働き方改革

経営が発展していくといずれ人を雇う必要も出てきます。従業員の方、ご自身が気持ちよく働けるよう、農業も「働き方改革」に取り組む必要があります。以下で参考となる資料等を紹介しますのでご活用ください。

### 農業の働き方改革

#### ● 経営者向けガイド

働き方改革を具体的に進めるための、課題の洗い出し、経営理念・目標の共有、年間作業の平準化、業務のマニュアル化、人材の募集・育成等、段階的なアプローチについて、農業現場の実例を紹介しています。

URL <https://be-farmer.jp/hatarakikata/files/180330guide.pdf>



#### ● 経営者向けガイド実践ワークブック

働き方や人材育成について書き込みながら考えることができるワークブックです。

URL <https://be-farmer.jp/hatarakikata/files/workbook.pdf>



#### ● 実行宣言特設サイト

農業経営者の皆さんの宣言（取組と達成目標）を紹介するサイトです。求人情報や自社のSNS等の情報も載せることができます。

URL <https://be-farmer.jp/hatarakikata/>



#### ● STEP WAP

女性目線での農業の働き方改革の参考となるサイトです。

URL <https://step-wap.jp/>



### 家族経営協定

#### 家族経営協定とは？

家族間で経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて話しあって取り決めるものです。家族みんながやりがいや意欲を持って経営に参画できる環境を目指しましょう。

URL <https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>



# 農林水産省の相談窓口一覧

ご紹介した各種の支援策について、お気軽にお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	FAX番号	受付日・時間
北海道農政事務所担い手育成課	011-330-8809	011-520-3062	月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00
東北農政局経営支援課	022-221-6217	022-722-7378	
関東農政局経営支援課	048-740-0394	048-740-0081	
北陸農政局経営支援課	076-232-4238	076-234-3076	
東海農政局経営支援課	052-223-4620	052-201-1703	
近畿農政局経営支援課	075-414-9055	075-414-7345	
中国四国農政局経営支援課	086-224-8842	086-224-7713	
九州農政局経営支援課	096-300-6375	096-211-9825	
内閣府沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179	
農林水産省経営局就農・女性課	03-3501-1962	03-3593-2612	月曜日～金曜日 (祝祭日を除く) 10:00～12:00 13:00～18:00

## 就農情報を発信するサイト

### 農業をはじめの.JP

就農情報が一元的に閲覧できる就農情報のポータルサイトです。(詳しくはp.3)



<https://www.be-farmer.jp/>

### 農水省・農業経営者net

【経営局公式facebook】

農林水産省経営局では、Facebookで農業者が活用できる事業情報を配信しています。

「いいね！」を押して情報をチェックしてみてください。



<https://www.facebook.com/nogyokeiei>

### 農業女子PJ



女性農業者の活動を発信しています。



<https://nougyoujoshi.maff.go.jp>

<https://www.facebook.com/nougyoujoshi.project>



興味はあるけど、  
農業ってどう始めたらいいんだろう？



農林水産省ホームページでも支援策についてご案内しています。



[http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/index.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html)

### 一農ネット

青年新規就農者の皆さんと農林水産省が直接つながるネットワークです。メルマガ登録すると、農林水産省から農業施策の情報が届きます。

[http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/1nou.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/1nou.html)



# 都道府県農業経営・就農支援センター一覧

都道府県が設置している「農業経営・就農支援センター」は、就農相談や農に関する情報提供から経営発展まで一貫したサポートを行っています。まずは、お電話にてお問い合わせください。

名称	電話番号
北海道農業経営・就農支援センター	【経営】 011(522)5579 【就農】 011(271)2255
青森県農業経営・就農サポートセンター	【経営・就農】 017(773)3131
岩手県農業経営・就農支援センター	【経営】 019(626)8516 【就農】 019(629)5654
宮城県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 022(342)9190
秋田県農業経営・就農支援センター	【経営】 018(860)1726 【就農】 018(893)6212
山形県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 023(641)1117
福島県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 024(521)8676
茨城県農業経営・就農支援センター	【経営】 029(301)3844 【就農】 029(350)8686
とちぎ農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 028(648)9515
群馬県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 027(280)6171
埼玉県農業経営・就農支援センター	【経営】 048(830)4055 【就農】 048(830)4052
千葉県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 0800(800)1944
東京都農業経営・就農支援センター	【経営】 03(3370)7146 【就農】 042(528)1357
神奈川県農業経営・就農支援センター	【経営】 045(201)8859 【就農】 046(238)5274
山梨県農業経営・就農支援センター	【経営】 055(223)1611 【就農】 055(223)5747
長野県農業経営・就農支援センター	【経営】 026(235)7245 【就農】 026(236)3702
静岡県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 054(250)8989
新潟県農業経営・就農支援センター	【経営】 025(282)5021 【就農】 025(281)3480
富山県農業経営・就農支援センター	【経営】 076(441)8961 【就農】 076(441)7396
いしかわ農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 076(225)7621
福井県農業経営・就農支援センター	【経営】 0776(20)0431 【就農】 0776(20)0433
岐阜県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 058(215)1550
愛知県農業経営・就農支援センター	【経営】 052(951)6944 【就農】 0564(51)1034
三重県農業経営・就農支援センター	【経営】 0598(48)1225 【就農】 0598(48)1226

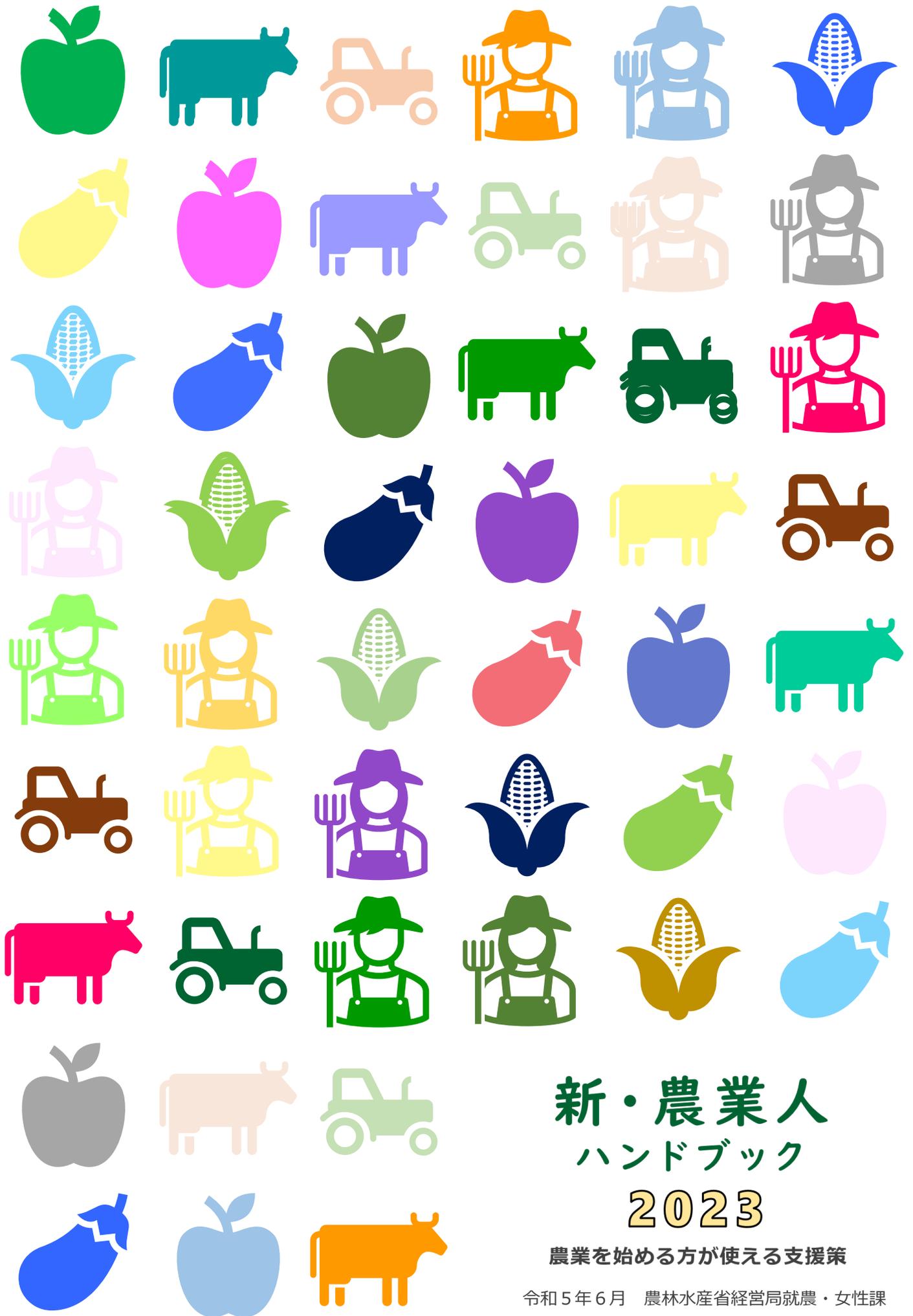
名称	電話番号
しがの農業経営・就農支援センター	【経営】 077(528)3845 【就農】 077(523)5505
京都府農業経営・就農支援センター	【経営】 075(417)6847 【就農】 075(682)1800
大阪府農業経営・就農支援センター	【経営】 06(6266)8916 【就農】 06(6210)9596
兵庫県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 078(391)1222
奈良県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 0742(27)7617 0742(27)7419
わかやま農業経営・就農サポートセンター	【経営・就農】 073(441)2932 【経営】 073(432)6114
鳥取県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 0857(26)7262
島根県農業経営・就農支援センター	【経営】 0853(25)8142 【就農】 0852(20)2872
岡山県農業経営・就農支援センター	【経営】 086(297)2016 【就農】 086(226)7423
広島県農業経営・就農支援センター	【経営】 082(513)3594 【就農】 082(513)3532
山口県農業経営・就農支援センター	【経営】 083(976)6857 【就農】 083(924)8900
徳島県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 088(678)5611
香川県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 087(816)3955
愛媛県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 089(945)1542
高知県農業経営・就農支援センター	【経営・就農】 088(824)8555
福岡県農業経営・就農支援センター	【経営】 092(643)3494 【就農】 092(643)3495
さが農業経営・就農支援センター	【経営】 0952(20)1810 【就農】 0952(20)1590
長崎県農業経営・就農支援センター	【経営】 095(822)9647 【就農】 0957(25)0031
熊本県農業経営・就農支援センター	【経営】 096(384)3333 【就農】 096(385)2679
おおいた農業経営・就農支援センター	【経営】 097(506)3598 【就農】 097(506)3586
宮崎県農業経営・就農支援センター	【経営】 0985(32)4465 【就農】 0985(51)2631
かごしま農業経営・就農支援センター	【経営】 099(286)3152 【就農】 099(213)7223
沖縄県農業経営・就農支援センター	【経営】 098(878)7020 【就農】 098(882)6801

詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。



全国新規就農相談センターは、全国段階の相談窓口として、専門の相談員が相談対応を行っています。

名称	電話番号
全国新規就農相談センター	03(6910)1133



# 新・農業人 ハンドブック 2023

農業を始める方が使える支援策

令和5年6月 農林水産省経営局就農・女性課